

大仙市学校再編整備方針策定業務委託
公募型プロポーザル 提案説明書

令和8年10月
大仙市教育委員会事務局教育総務課

1 業務名

大仙市学校再編整備方針策定業務委託

2 業務の目的

本市では、30ある小中学校のうち、その8割が建築後30年を経過しており、施設の老朽化が顕著になっていることから、学校施設の新築や改築(以下「新改築」という。)、建物の耐久性及び教育環境等の向上を図る施設の全面的改修(以下「長寿命化改良」という。)更には複数の学校を統合する再編整備(以下「統廃合」という。)を含め、より経済的かつ安定的に実施していくことが不可欠な状況に直面している。

現在、本市は、新改築、長寿命化改良、統廃合の事業(以下、「新改築等事業」という。)を行うにあたり、設計、施工、維持管理をすべて分けて契約し整備する手法(以下、「従来手法」という。)を基本としているところであるが、従来手法にとらわれず、民間事業者のノウハウを活用し導入しうる様々な整備手法を調査検討のうえ、本市における最適な整備手法について包括的方針を定めた上で、PPP/PFI手法の導入を図る施設を選定し詳細な検討を行っていくことが有効であると判断した。

本業務は、以上を踏まえ、本市の新改築等事業及び統廃合について、現状と課題の抽出や整備手法の整理、各整備手法の評価及び課題に対する効果並びに事業スケジュール等の調査検討を行い、包括的な整備方針策定及びモデルとなる新改築又は統廃合対象に関する基礎検討を行うことを目的とするものである。

なお、検討にあたり、廃校となる施設はその利活用の方針についても検討を行う。

3 業務期間

契約締結日から令和9年3月31日(水) まで

なお、本業務は、事務の手続き上、契約期間を令和9年3月31日としているが、繰越手続き完了後は、予定期間を令和9年9月30日に変更します。

4 予算規模(契約限度額)

20,262,000円(消費税及び地方消費税を含む)

この金額を超えて提案した場合は失格とする。なお、この金額は契約時の予定価格を示すものではなく、本業務の規模を示したものである。

5 業務内容

別紙「特記仕様書」のとおり

6 契約概要

(1) 公告日

令和8年10月23日(金)

(2) 契約方法

公募型プロポーザルにより選定された委託候補者との随意契約

7 参加資格要件

次の要件をすべて満たす者とする。

- (1) 秋田県内に本店、支店、営業所、出張所その他これらに準ずる事務所(以下「営業所等」という。)を有すること。
- (2) 地方自治法施行令第167条の4の規定に該当しない者であること。
- (3) 会社更生法(平成14年法律第154号)に基づく更生手続き開始の申立て又は民事再生法(平成11年法律第225号)に基づく再生手続き開始の申立てがなされている者(手続き開始の決定を受けた者を除く)でないこと。
- (4) 参加表明書提出時点において、大仙市入札契約資格等審査実施要綱に規定する大仙市入札参加有資格者名簿のうち、建設コンサルタント業務等に登載されていること。
- (5) 参加表明書提出時点において、国、秋田県及び本市における指名停止等の措置を受けていないこと。
- (6) 過去10年間(平成28年4月以降)に学校をはじめとした公共施設に関する整備支援等の業務実績があること。
- (7) 本業務は単独企業による参加を条件とする。共同企業体による参加は不可とする。

8 技術提案を求める事項

(1) 過去の業務実績について

学校その他の公共施設に係る整備手法の調査・検討業務など、本業務に活用できると考える業務実績とその活用方法を示すこと。

(2) 業務体制等について

本業務を適切に履行するにあたって、受注者内部での役割分担や外部への委託事項等を含む執行体制等を示すこと。

(3) 業務スケジュールについて

特記仕様書7の業務委託の期間に基づき、本業務を履行するにあたっての事務執行スケジュールを示すこと。

(4) 業務実施内容について

特記仕様書8「作業項目」に掲げる8-1～8-3の項目について、本業務を履行するにあたり、特に重要となる事項を示したうえ、どのような点に着目して事業を進行していくのか、その着眼点や具体的な方法を示すこと。

(5) 独自提案事項について

本業務を履行するにあたり、特記仕様書に記載はないが、提案者が必要又は有効と考える事項があれば示すこと。

9 参加手続に関する事項

(1) 日程(予定)

手続	日程
技術提案の公募開始(公告)	令和8年10月23日(金)
質問書の提出期限	令和8年10月28日(水) ※1
参加表明書の提出期限	令和8年11月19日(木) ※1
技術提案書等の提出期限	
参加資格の確認及び書面審査(一次審査)	令和8年11月20日(金)
技術提案書の審査及びヒアリング(二次審査)	令和8年11月30日(月)※2

※1 提出期限は、それぞれ期限日の17時必着とする。

※2 ヒアリング(二次審査) は、必要と認める場合のみ実施する。

(2) 提出書類

本企画競争への参加を希望する者は、下記の提出書類について、提出書類①は、提出期限までに正本1部を担当部局へ持参又は郵送により提出すること。また、提出書類②～④は、提出期限までに正本1部及び副本11部を担当部局へ持参又は郵送により提出するとともに、PDFファイルを電子メールにより提出すること(電子メールを送信する際の件名は「整備方針策定業務委託(技術提案書)」とすること)。なお、提出書類等は返却しない。

提出書類	備考	提出期限
①参加表明書	・様式1	11月19日(木) 17時必着
②業務実績報告書	・様式2 ・本様式は、別紙「評価項目及び評価基準表」(1)の評価項目に係る事項を記載すること ・実績として報告する業務の概要がわかる資料(契約書写し等)を添付すること	

③技術提案書	・A4、左綴じ ・自由様式 ・表紙に会社名、会社所在地、代表者職・氏名を記載すること ・技術提案書では、別紙「評価項目及び評価基準表」の評価項目のうち(1)を除く各項目につき提案を行うこと ・ページ数は表紙、目次等を除き、各評価項目につき2ページ以内とすること	
④参考見積書	・自由様式 ・見積額の根拠がわかるように記載すること ・業務ごとの単価内訳、数量(人工)等についても記載すること	

(3) 質問の受付及び回答

質問がある場合は、提出期限(10月28日(水)17時)までに質問書(様式3)を原則として電子メールにより提出すること。その際の電子メールの件名は「整備方針策定業務委託(質問書)」とすること。なお、提案内容と関連しない項目(例：参加表明書の記載方法等)については電話での質問も認める。

また、質問書への回答は、10月30日(金)までに質問者に回答するとともに、質問及び回答の内容を大仙市ホームページ内に掲載する。

10 選定方法

「大仙市学校再編整備方針策定業務委託に係るプロポーザル選定委員会(以下「選定委員会」という。)」の審査において、別紙「評価項目及び評価基準表」により総合的に審査し、最も優れた技術提案者(入選者)を選定する。

(1) 参加資格の確認及び書面審査(一次審査)

ア 参加資格については「7参加資格要件」に基づき確認を行う。

イ 書面審査は「評価項目及び評価基準表」(1)(2)について行う。

ウ 参加資格確認結果及び書面審査の結果は、確定後速やかに技術提案者全員に通知する。

(2) 技術提案書の審査及びヒアリング(二次審査)

技術提案者が多数である場合や書面審査のみで入選者の選定に至らない場合等は、選定委員会委員長の決定により、以下のとおりヒアリングを行うことがある。

ア 対象者

書面審査の結果、ヒアリングの必要があると認める技術提案者とする。なお、技術提案者が多数の場合は、一次審査の通過者数を3者程度とする。

イ 通知時期

ヒアリングを実施することとなった場合は、対象者に対して一次審査後速やかに通知する。

ウ 出席者

技術提案者ごと総括責任者を含む最大3名までとする。

エ 時間

ヒアリングは1技術提案者あたり約30分(提案説明15分、質疑15分)を想定し、順次個別に行う(対象者数等により、1技術提案者当たりのヒアリング時間を変更する場合がある)。

オ 提案説明

(ア) 提案説明は技術提案書を使用して行うこと。

(イ) 説明に際して、パワーポイント等の使用を可とする。ただし、その場合も内容は技術提案書の範囲内とし、資料の追加は認めない。新たな提案と判断される部分については、原則、評価の対象から除くものとする。

(ウ) プロジェクター及びスクリーンは本市にて用意するが、パソコンは技術提案者が用意すること。なお、パワーポイント等を使用する場合やプロジェクターへの事前の接続・動作確認等を希望する場合は、担当に連絡すること。

カ 審査

(ア) 審査は、「評価項目及び評価基準表」の(3)～(4)の評価項目に基づいて評価を行い、総合得点が最も高い者を入選者として選定する。

(イ) 総合得点満点の6割を最低基準点として定め、当該最低基準点に満たない場合は、入選者とししない。また、提案者が1者であっても、最低基準点を超えたときは入選者として選定する。なお、評価のうち一つでも「不可」があった提案者は委託候補とししない。

(ウ) 選定委員会による採点が同点となった場合、評価項目における「(3)イ対象地検討と整備手法の整理」、「(3)ウ概算整備費及び民間活力導入可能性の比較検討」の評価点の合計が高い者を入選者として選定する。

(3) 委託の相手方の選定及び契約について

本業務の委託については、原則として入選者を委託候補者とし、その契約手続きは、大仙市財務規則によるものとする。なお、技術提案の内容をもって契約するものとは限らない。

また、入選者が契約締結までの間に「7参加資格要件」のいずれかに該当しないこととなった場合や入選者との交渉が不調に終わった場合は、選定委員会において次点とした者を委託候補者に繰り上げ、交渉を行う場合がある。

(4) 選定結果の通知、評価についての疑義申立て

選定の結果は、技術提案者全員に対して書面により通知する。なお、技術提案者は自らの評価に疑義があるときは、選定結果に係る通知を受けた日の翌日から起算して3日（大仙市の休日を定める条例で規定する休日を除く。）以内に、自らの評価について書面により疑義の申立てを行うことができる。

11 再委託について

受託者は、業務の一部について協力会社への再委託を行うことができる。その場合、技術提案書内において、協力会社名及び委託する業務の内容を明記すること。ただし、特記仕様書の8-1(3)(4)(5)業務の再委託及び総括責任者を協力会社の者とすることは認めない。

12 参加資格の喪失

本技術競争において、技術提案者が参加資格を有することを確認したときから審査が確定するまで（契約候補者にあつては契約を締結するまで）において、次のいずれかに該当するときは、提出された技術提案に関する評価を行わず、又は契約候補者としての選定を取り消すものとする。

- (1) 「7参加資格要件」を満たしていないことが判明し、又は満たさないこととなったとき
- (2) 提案書類に虚偽の記載をしたことが判明したとき
- (3) 不正な利益を図る目的で選定委員会の委員等と接触し、又は利害関係を有することとなったとき

13 失格事項

以下のいずれかに該当した者は失格とする。

- (1) 提出書類の提出期間、提出場所、提出方法及び記載方法等が、本提案説明書及び各様式にて定めた内容に適合しなかった者
- (2) 審査の公平性を害する行為を行った者
- (3) その他、本提案説明書等に定める手続き、方法等を遵守しない者

14 参加資格等についての申立て

本企画競争において、参加資格を満たさない、もしくは満たさないこととなった等の通知を受けた日の翌日から起算して10日（大仙市の休日を定める条例で規定する休日を除く。）以内に、その理由等の説明について書面により求めることができる。

15 著作権に関する事項

- (1) 企画案の著作権は各技術提案者に帰属する。
- (2) 本市が本業務の実施に必要と認めるときは、企画案を本市が利用(必要な改変を含む。)することに許諾するものとする。この場合は、あらかじめ技術提案者に通知するものとする。
- (3) 技術提案者は、本市に対し、技術提案者自らが企画を創作したこと及び第三者の著作権をはじめとしたいかなる知的財産権を侵害するものではないことを保証するものとする。
- (4) 企画案の利用について、第三者により権利侵害の訴えその他の紛争が生じたときは、技術提案者は、自己の費用及び責任においてこれを解決するものとし、かつ当該紛争によって本市が何らかの損害を被ったときは、その損害を賠償するものとする。
- (5) 提出された企画案その他本企画競争の実施に伴い提出された書類について、大仙市情報公開条例(平成11年条例第41号)に基づく公開請求があったときは、同条例の定めにより公開する場合がある。

16 その他留意事項

- (1) 提案は簡潔明瞭な作成に努めること。
- (2) 本企画競争に係る一切の費用については技術提案者の負担とする。
- (3) 提案書類の提出は1案とし、提出期限後の提出、差替え、変更、再提出及び追加は認めない。
- (4) 本市が提供した資料は、本市の了解なく公表し又は使用することができない。

17 問合せ先(担当部局)

〒014-8601 秋田県大仙市大曲上栄町2番16号

大仙市教育委員会事務局教育総務課 佐々木

TEL: 0187-63-1111(内線333) FAX: 0187-63-7131

電子メールアドレス:kyouiku-sou@city.daisen.lg.jp

(提案説明書別紙)

評価項目及び評価基準表

業務名:大仙市学校再編整備方針策定業務委託

■実施委員評価項目(採点は事務局及び選定委員会の委員が行う)

評価項目	評価の視点	配点
(1)過去の業務実績について	学校をはじめとした公共施設に関する整備支援等の業務実績があり、その活用方法に係る具体的な例示が本業務の目的を達成するために有効なものであるか	12
(2)業務体制等について	業務従事者の経験・実績や組織内外を含めた事務分担等を踏まえ、技術提案内容を円滑かつ効果的に進めることができる執行体制等が整っているか	8
(3)業務内容について ア 計画の背景と趣旨の整理	仕様書8-1(1)(2)に掲げる業務に関し、抽出整理における着眼点の具体的な例示があり、その例示内容が本業務の目的を達成するために有効なものであるか	8
(3)業務内容について イ 対象地検討と整備手法の整理	仕様書8-1(3)(4)(5)に掲げる業務に関し、比較検討するにあたって、仕様書に掲げる項目及び新たに提案する項目につき、想定される具体的な評価方法や比較条件等の例示があり、その例示内容が本業務の目的を達成するために有効なものであるか	24
(3)業務内容について ウ 概算整備費及び民間活力導入可能性の比較検討	仕様書8-1(6)(7)に掲げる業務に関し、比較検討するにあたって、仕様書に掲げる項目及び新たに提案する項目につき、想定される具体的な評価方法や比較条件等の例示があり、その例示内容が本業務の目的を達成するために有効なものであるか	16
(3)業務内容について エ 事業スケジュール及び今後の懸念事項の整理	仕様書8-1(8)(9)に掲げる業務に関し、本市における効果的な手法案の整理及び方針案の作成に関する業務の内容等が有効なものであるか	4
(3)業務内容について オ 大曲地域西部地域の個別計画策定支援	仕様書8-2(1)(2)に掲げる業務に関し、本市における効果的な手法案の整理及び方針案の作成に関する業務の内容等が有効なものであるか	8
(3)業務内容について カ 廃校舎の利活用	仕様書8-3(1)に掲げる業務に関し、本市における効果的な手法案の整理及び方針案の作成に関する業務の内容等が有効なものであるか	8
(3)業務内容について キ その他	仕様書8-1・8-2・8-3に掲げる業務のほか、本業務の成果をより効果的なものにする提案があり、当該提案が本業務の目的を達成するために有効なものであるか	8
(4)経費について 【価格上限額:20,262,000円】	85%以上90%未満 17,222,700円~18,235,799円 90%以上95%未満 18,235,800円~19,248,899円 95%以上100% 19,248,900円~20,262,000円	4
	合計(委員1人あたり)	100